

学事第179号
令和3年5月10日

各学校法人理事長
各私立小・中・高等・特別支援学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

まん延防止等重点措置の延長に伴う私立学校の感染症対策の
一層の徹底について (通知)

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

本県のまん延防止等重点措置の期間が5月31日まで延長されたことを受け、県教育局では別添の県立学校長宛て通知のとおりとするよう決定しました。

つきましては、各私立高等学校及び特別支援学校におかれては、県立学校と同様の対応を取るようお願いします。

併せて、各私立小・中学校におかれては、市町村教育委員会教育長宛て通知を参考の上、対応をお願いします。

記

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和3年5月10日付け教保体第271号

「まん延防止等重点措置の延長に伴う県立学校の感染症対策の一層の徹底について (通知)」

○市町村教育委員会教育長宛て通知

令和3年5月10日付け教義指第182号

「まん延防止等緊急措置の期間延長に伴う市町村立学校の対応について (通知)」

担当：総務部学事課 高等学校担当
電話：048-830-2558